

第33回 一関地区広域行政組合
一般廃棄物処理施設整備検討委員会

次 第

日時 令和4年9月30日（金）
午後1時30分～3時30分
場所 一関市役所3階 特別会議室

1 開 会

2 協 議

(1) リサイクル施設の基本的な考え方について

(2) ごみ処理に関する基本的な考え方について

(3) リサイクル施設整備基本計画について

3 そ の 他

4 閉 会

マテリアルリサイクル施設の基本的な考え方について

1 検討事項（資源ごみの民間業者処理の検討）

マテリアルリサイクル施設（以下「リサイクル施設」という。）の、施設規模や性能を決定するにあたり、資源ごみ処理について民間業者活用の可能性を検討する。

2 検討方針

検討方針は、マテリアルリサイクル施設整備基本計画の基本方針を踏まえて、検討に必要な視点を加えた次の6つの方針で検討するもの。

(1) 安定性に優れた安全なものであること

- ・ 廃棄物を長期間にわたり安定的に処理できること

(2) 環境に配慮していること

- ・ 環境負荷の低減と施設周辺的生活環境の保全に配慮していること
- ・ 廃棄物の処理や環境保全の啓発・学習にも活用できること

(3) 廃棄物を資源として活用できること

- ・ 廃棄物をエネルギー資源やリサイクル資源として活用できること

(4) 災害に強いこと

- ・ 災害時でも稼働できること

(5) 経済性に優れていること

- ・ 建設から維持管理までの費用対効果の面で経済性に優れていること

(6) 運用が住民への負担増加とならない、または軽減が図られること。

- ・ 計画回収をした際の住民への影響はあるか。
- ・ 回収方法の柔軟性（方法の変更など）はあるか。

3 検討項目

検討にあたっては、回収する資源ごみの品目ごとに課題を整理する。

分類としては、「粗大ごみ」、「不燃ごみ」、「そのほかの資源ごみ」とし、そのほかの資源ごみについては、現在分別されている缶類やペットボトルなどの品目ごとに検討を行う。

【検討分類表】

大分類	小分類（検討項目）	備 考
粗大ごみ	粗大ごみ	1項目として扱う。
不燃ごみ	不燃ごみ	1項目として扱う。
資源ごみ	缶類	分別されている品目ごとに検討を行う。
	びん類	
	ペットボトル	
	プラ容器包装及び製品プラスチック	
	発砲スチロール	
	食品トレイ	
	紙類	
	古着（※）	

※ 「ごみ処理の基本的な考え方」の古着回収の検討結果として、新たに品目として加えることとした。

4 検討方法

(1) 民間業者への調査の実施

資源ごみの管内全体の処理状況を把握するため、管内業者のうち資源物の取扱いがあると思われる民間業者への調査を実施し、調査結果を評価に反映する。

(2) 各検討項目の評価

小分類（検討項目）について、検討方針の項目ごとに利点や課題を整理し評価する。

利点や課題が複数ある場合は、評価に対する点数の平均値を算出し、四捨五入で得た点数の評価とするが、評価として「×」がある場合は、実施不可能となるため平均値に関わらず、「×」とする。

総合評価は小分類ごとに、評価結果の平均点数を算出する。

<評価の内容>

評価	点数	評価の内容
◎	3	課題が特になく、利点とすることができるもの。
○	2	課題があるが、解決が容易であるものや些少であるとするもの。
△	1	課題となっていて、解決が容易ではないもの。
×	—	課題により実施が困難であることが明らかな場合

※ 検討結果は別紙 課題整理表のとおり

(3) 実務上の課題の整理

検討方針に基づく検討のほか、実務上の課題とその対応策について、市、町、組合の担当者による話し合いによる課題整理を行う。

5 検討結果

検討方針に基づく検討結果は以下のとおりとなった。

(1) 安定性に優れた安全なものであること

いずれの品目においても、資源ごみを長期的に安定して処理できる組合による処理が優位であるという評価になった。

(2) 環境に配慮していること

- ・ 環境負荷の低減と施設周辺の生活環境の保全に配慮していることの視点にあつては、いずれの品目においても、組合、民間との間に差はないとの評価となった。
- ・ 廃棄物の処理や環境保全の啓発・学習にも活用できることの視点にあつては、いずれの品目においても、見学できる施設とすることが可能である組合が優位であるとの評価となった。

(3) 廃棄物を資源として活用できること

組合、民間のいずれもリサイクル資源として活用することを前提とした施設であるため、差はないとの評価となった。

(4) 災害に強いこと

いずれの品目においても、災害時に新処理施設において発電された電力の供給を受け稼働することができる組合が優位である評価となった。

(5) 経済性に優れていること

いずれの品目においても、組合が整備を行う場合は、整備費用がかかり、交付金や起債の活用が見込めるものの、民間の設備で処理できれば、整備費用を低く抑えることが可能となるため、民間が優位である評価となった。

(6) 運用が住民への負担増加とならない、または軽減が図られること。

いずれの品目においても、民間の場合は業者の意向を踏まえる必要があり、住民の負担が増加する可能性があることから、組合が優位であるという評価となった。

6 結論（まとめ）

(1)から(6)の検討方針による課題整理の結果は、(5)経済性のほかは、組合において施設を設置する方が優位または同等という評価となった。

また、実務者による課題整理の結果を踏まえ、以下のとおりまとめた。

- ・ 廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理責任は市町村にある。
- ・ 民間施設を活用する場合は、経済的な利点は見込まれるものの、災害時や民間業者の経営状態により受入れや処理が困難になるリスクが伴う。
- ・ 行政で施設を持つことは、世情の変化に関わらず安定して処理・処分を行うこと可能となることから、リサイクルの仕組みのセーフティネットとして意味を持つ。

以上のことから、粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみは新設するマテリアルリサイクル施設において取り扱うものとする。

ごみ処理に関する基本的な考え方について

1 コンテナ回収について

施設整備検討委員会では、ごみの減量化を図る方策を協議するものとして、5項目（※）について検討を行うこととしている。

本件では、5項目のうち、マテリアルリサイクル施設整備基本計画の策定に反映させる必要がある項目として、「コンテナ回収」について検討を行う。

※ 5項目は以下のとおり

- ・ 古着の収集
- ・ 廃棄物処理料のごみ袋への転嫁（ごみ袋の有料化）
- ・ コンテナ回収
- ・ 集団回収への誘導
- ・ 資源物の民間収集（店頭回収）

《組合議会での質問》

令和3年3月の第41回定例会では、議員から、

・「使い捨てとなっております資源の無駄使いである指定袋に回収から、コンテナ回収への切り替え」について質問がなされている。

組合では、

- ・「各集積所の構造やスペースがかごやコンテナなどを配置できるような現状にあるかどうか、ペットボトルや瓶、缶などについた汚れをしっかりと落とすことを全ての家庭でこれまで以上に徹底いただく必要があること、これらについて検討がさらに必要である。」
- ・「現在、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備に向けて準備を進めている中で、分別の区分や収集方法などについても、新処理施設における処理方法とあわせて検討を進めることとしている。」

と答弁をしている。

2 近隣自治体におけるコンテナ回収の状況

近隣自治体においては、奥州金ケ崎行政事務組合（奥州市、金ケ崎町）、登米市、栗原市において、古紙以外の資源ごみ（缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）のコンテナ（一部はネット袋など）による回収を行っている。

気仙沼市は当組合と同様に、資源ごみ（古紙以外）も指定ごみ袋による回収としている。

3 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行

プラスチックに係る資源循環の方向性は、令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が施行され、プラスチック使用製品は「3R+Renewable」の原則に則り、回避可能なプラスチックの使用は合理化したうえで、必要不可欠な使用については徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることでプラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進することが必要とされている。また、同法の施行により、従来の容器包装プラスチックに加え、プラスチック使用製品の分別収集、再資源化の取組が開始されているが、まずは可能な限りプラスチック製品の排出抑制に取り組むことが望まれている。

現在はごみ集積所へごみを排出する際にはプラスチック製の指定ごみ袋を使用することとしているが、コンテナ回収を導入する場合には、ごみの排出時に指定ごみ袋を使用しなくなることから、その分のプラスチック製品の排出抑制が図られる。また、ごみの排出に要する住民の費用負担の軽減につながる。

4 比較検討

コンテナ回収を導入する場合に想定される次の3案について比較検討を行った。

案の1	従前どおりのごみ袋回収と併せてコンテナ（ネット袋）による拠点回収（常設）を行う。
案の2	導入が可能な一部の集積所でコンテナ（ネット袋）回収に切り替える。
案の3	全集積所で一斉にコンテナ（ネット袋）回収に切り替える。

検討事項	案の1	案の2	案の3
①コンテナ設置	設置が可能なところで実施		コンテナ設置が困難な集積所もある（スペース、安全性）
②収集車両	コンテナの回収はパッカー車では不可、平ボディー車であれば可 一関清掃センター管内では一部パッカー車での資源ごみ回収があるため、車両の調整が必要（大東清掃センター管内は平ボディー車のみ）		
③収集車両台数と人員	拠点回収場所の分の収集場所の増加及びコンテナの分の積み荷スペースを要するため、増台・増員が必要	コンテナの分、積み荷スペースを要するため、増台・増員が必要 積み下ろし作業も時間がかかる	
④施設整備	コンテナ回収と袋回収の併用に対応した施設の整備は可能	コンテナ回収に対応した施設の整備は可能	
⑤コンテナの保管、設置	・常設とするため、拠点回収場所での管理が必要	・保管は処理施設で可能（管理費はかかる） ・設置は業者に委託可（収集日の前日など）	
⑥コスト比較	【増】 保管管理費 【増】 収集運搬費 【増】 コンテナ購入費	【増】 保管管理費 【増】 設置委託費 【増】 収集運搬費 【増】 コンテナ購入費	【増】 保管管理費 【増】 設置委託費 【増】 収集運搬費 【増】 コンテナ購入費

			【減】破袋機設置不要
--	--	--	------------

《比較検討まとめ》

- ① コンテナの設置は、案の3において課題がある。
- ② 収集車両は、一関清掃センター管内において調整が必要。特に案の3とする場合には現在パッカー車で回収しているエリアについて、大幅な車両の見直しが必要となるといった課題がある。
- ③ 収集車両台数と人員の増台、増員はいずれの案でも必要と想定される。
- ④ 施設整備はこれからであるため、コンテナ回収に対応した施設の整備は可能。
- ⑤ コンテナの保管、設置は案の1と案の2及び案の3で方法に違いはあるが、実施は可能。
- ⑥ コスト比較は案の1<案の2<案の3と見込まれる。

5 取組の方向性（案）

上記3で記載のとおり、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、まずは可能な限りプラスチック製品の排出抑制に取り組むことが望まれおり、コンテナ回収を導入する場合には、ごみの排出時におけるプラスチック製品（指定ごみ袋）の排出抑制に寄与することが期待される。

しかしながら、全集積所一斉にコンテナ回収を導入する場合は、集積所を設置するすべての自治会の理解が必要になるとともに、ペットボトルや瓶、缶などについた汚れをしっかりと落とすことを全ての家庭でこれまで以上に徹底いただく必要があるなど住民の理解の醸成も必要となり、一斉導入のハードルは高い。

組合としては、【案の1】または【案の2】により、導入可能なところから実験的に導入を進め、課題の洗い出しと整理とともに、コンテナ回収に関する住民の理解の醸成を図りながら、段階的なコンテナ回収の導入を進めることとしたい。

なお、具体的な方法については、構成市町と連携しながら引き続き検討することとする。

(仮称) 危険・有害ごみの分別区分の新設について

1 現状・経過

(1) スプレー缶、ライター類

スプレー缶やライター類はガス抜き又は使い切ってから排出するよう周知しているが、収集及び処理される過程においてスプレー缶やライター類が原因と思われる火災事故等が発生している。当組合においてもごみ収集車の火災が令和4年3月9日に発生している。

(2) 水銀（蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計、乾電池、ボタン型電池）

人体に有害である水銀が多く含まれているものとして、蛍光管や水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計、乾電池、ボタン型電池がある。組合でも国の大気汚染防止法改正により、平成30年4月1日から大気への水銀排出が規制されたことから、この改正に対応するため、水銀を多く含む蛍光管については、「蛍光管」の区分を新設して収集している。水銀体温計と水銀血圧計については清掃センターへの直接持ち込みでのみ受け付けしている。乾電池については燃やせないごみとしている。

(3) リチウム蓄電池等の充電式電池（充電式電池を使用した製品を含む）

近年は、リチウム蓄電池をはじめ充電式電池を使用した製品が増加し、リチウム蓄電池そのもの及びリチウム蓄電池を使用した製品が廃棄物として処理される過程で火災事故等が発生するケースが全国的に多くなっている。国においても各自治体における対策の参考とするため、令和4年3月31日にリチウム蓄電池等処理困難物対策集をまとめ、公表している。

2 県内・近隣自治体の状況

- ① 気仙沼市では乾電池、ライター類を「危険ごみ」として計画収集している。
- ② 奥州市では、乾電池、蛍光管を「乾電池・蛍光管」という区分で拠点回収している。
- ③ 遠野市では乾電池、蛍光管を「有害ごみ」として拠点回収している。盛岡市でも乾電池、蛍光管は拠点回収の対象品目となっている。
- ④ 分別は燃えないごみや資源ごみの区分でも、排出する際には個別の袋に入れて排出することとされており、品目によっては実質的に分別して排出することとしている自治体もある（栗原市、北上市、花巻市、盛岡市）。

3 (仮称) 危険・有害ごみの新設について

上記1の品目については、その危険性や有害性にかんがみ、新施設においては「(仮称) 危険・有害ごみ」という分別区分を新設し、燃やすごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみと区別して排出をいただくこととしたい。

なお、具体的な品目や排出・収集方法、引渡し先の確保については、構成市町と連携しながら引き続き検討することとする。

プラスチック使用製品廃棄物の取扱いについて

1 現状

これまで、プラスチック使用製品廃棄物のうち、プラスチック製容器包装については資源ごみとして分別収集しているが、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品は、燃やすごみまたは燃やせないごみとして分別収集している。

2 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行

令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「法」という。）が施行され、製品の設計から廃棄物の処理までのライフサイクルの全般に関わる、あらゆる主体においてプラスチックの資源循環の取組を行っていくこととされている。

市町村においても、その区域内において、容器包装のみならず、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

3 取組の方向性（案）

法の施行により、従来の容器包装プラスチックに加え、プラスチック使用製品の分別収集、再資源化の取組が開始されている。法に基づく国の基本方針においては、プラスチック使用製品は「3R + Renewable」の原則に則り、回避可能なプラスチックの使用は合理化したうえで、必要不可欠な使用については徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることでプラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進すること等をプラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向として定めている。

国においては、市町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化の取組を促進するため、かかる経費について特別交付税措置を講ずることとしている。また、国の循環型社会形成推進交付金においては、現地域計画期間中は経過措置の適用があるものの、プラスチック使用製品の分別収集、再資源化への取組が交付要件として追加されたところである。

従来のプラスチック製容器包装の再商品化費用（容器包装リサイクル協会へ委託の場合）の負担は特定事業者負担と市町村負担（参考までに令和4年度は特定事業者負担99%、市町村負担1%）となるが、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品の再商品化費用は、全額市町村負担（市町村100%）となるなどの課題も指摘されており、プラスチック使用製品廃棄物自体の減量化にも引き続き取り組む必要があるが、当組合の新リサイクル施設においては、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集に取り組むこととしたい。

なお、具体的な収集、処理方法については、構成市町と連携しながら引き続き検討することとする。

4 想定される収集、処理方法（参考）

製品プラスチックと容器包装プラスチックを一括収集する場合

(1) 案の1

区分	集積所	収集運搬	処理施設での受入	処理①	処理②
製品プラ	一括して排出	一括収集	一括	不適物を (手)選別	圧縮・ベール化
容器包装プラ					

(2) 案の2

区分	集積所	収集運搬	処理施設での受入	処理施設①	処理施設②
製品プラ	一括して排出	一括収集	一括	製品プラ、容 器包装プラ、 不適物を (手)選別	圧縮・ベール化
容器包装プラ					圧縮・ベール化

製品プラスチックと容器包装プラスチックを分別収集する場合

(3) 案の3

区分	集積所	収集運搬	処理施設での受入	処理①	処理②
製品プラ	分別して排出	分別収集	別々	不適物を (手)選別	圧縮・ベール化
容器包装プラ	分別して排出	分別収集	別々	不適物を (手)選別	圧縮・ベール化

(4) 案の4

区分	集積所	収集運搬	処理施設での受入	処理施設①	処理施設②
製品プラ	分別して排出	分別収集	一括	不適物を (手)選別	圧縮・ベール化
容器包装プラ	分別して排出	分別収集			

第3章 基本的事項の整理

第8節 公害防止基準

リサイクル施設における公害防止基準は、法規制値等の遵守を基本とし、周辺環境等を踏まえ、技術的にかつ合理的に可能な範囲で公害防止基準の上乗せを検討する。

(1) 騒音

騒音は、騒音規制法に基づき規制されている。

建設候補地は、規制対象地域になっていない。

騒音規制法の規制基準は、表3-8-1のとおりである。

自主基準は、環境影響評価の予測結果を踏まえ、対応を検討する。

表 3-8-1 騒音規制法の規定による規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後6時まで)	朝(午前6時から午前8時まで)、 夕(午後6時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌 日の午前6時まで)
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域：工業地域

(2) 振動

振動は、振動規制法に基づき規制されている。

建設候補地は、規制対象地域になっていない。

振動規制法の規制基準は、表3-8-2のとおりである。

自主基準は、環境影響評価の予測結果を踏まえ、対応を検討する。

表 3-8-2 振動規制法の規定による規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前7時から午後8時まで)	夜間 (午後8時から午前7時まで)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考 第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画

(3) 悪臭

悪臭は、悪臭防止法に基づき規制されている。

一関市及び平泉町は、悪臭規制地域を有していない。悪臭防止法の規制基準は、表3-8-3のとおりである。

自主基準は、環境影響評価の予測結果を踏まえ、対応を検討する。

表 3-8-3 敷地境界線上における悪臭物質の規制基準

悪臭物質名	規制基準 (ppm)	
	規制地域のうち工場地域及び工場専用地域	規制地域のうち工場地域及び工場専用地域以外の地域
1 アンモニア	2ppm	1ppm
2 メチルメルカプタン	0.004ppm	0.002ppm
3 硫化水素	0.06ppm	0.02ppm
4 硫化メチル	0.05ppm	0.01ppm
5 二硫化メチル	0.03ppm	0.009ppm
6 トリメチルアミン	0.02ppm	0.005ppm
7 アセトアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
8 プロピオンアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
9 ノルマルブチルアルデヒド	0.03ppm	0.009ppm
10 イソブチルアルデヒド	0.07ppm	0.02ppm
11 ノルマルバレルアルデヒド	0.02ppm	0.009ppm
12 イソバレルアルデヒド	0.006ppm	0.003ppm
13 イソブタノール	4ppm	0.9ppm
14 酢酸エチル	7ppm	3ppm
15 メチルイソブチルケトン	3ppm	1ppm
16 トルエン	30ppm	10ppm
17 スチレン	0.8ppm	0.4ppm
18 キシレン	2ppm	1ppm
19 プロピオン酸	0.07ppm	0.03ppm
20 ノルマル酪酸	0.002ppm	0.001ppm
21 ノルマル吉草酸	0.002ppm	0.0009ppm
22 イソ吉草酸	0.004ppm	0.001ppm
臭気強度	3	2.5

備考 「悪臭防止法施行規則別表第一」 (昭和47年5月30日 総理府令第39号)

「悪臭防止法の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域及び規制地域における悪臭物質の排出に係る規制基準」 (平成7年3月31日 岩手県告示第350号)

マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画

(4) 排水

発生する排水としては、ごみピット排水、プラットホーム床洗浄水などのごみの処理に伴って発生するプラント排水、生活系排水、雨水排水がある。

計画施設から発生するプラント排水は、エネルギー回収型廃棄物処理施設と同一敷地内で施設整備するため、エネルギー回収型廃棄物処理施設の排水処理設備で処理し、循環再利用とし、放流しない計画とする。

生活排水については、浄化槽で処理後、河川に放流とする。

生活排水放流の基準は、法規制値を遵守するものとする。

雨水排水は、河川に放流する。

第6章 基本フロー

1 粗大ごみ・不燃ごみの処理

粗大ごみは、受入ヤードで再生可能家具や資源化可能な有価物を抽出し、木製のタンスやキャビネット、ふとん、畳などの可燃性粗大ごみを選別した後、不燃性粗大ごみから不適物を除去し、ローダ等で受入コンベヤに投入する。可燃性粗大ごみは、エネルギー回収型廃棄物処理施設に搬送して破碎処理を行ったのち、焼却処理する。

不燃ごみは、貯留ピットに受け入れた後、天井クレーンで受入コンベヤに投入する。または、受入ヤードに受け入れた後、破袋して不適物を除去し、受入コンベヤに投入する。破袋機で破袋後に異物除去コンベヤで手選別により不適物を除去する。

不燃性粗大ごみ及び不燃ごみを低速及び高速回転破碎機により破碎処理した後、磁選機によって鉄（磁性物）を回収し、その後、粒度選別機、アルミ選別機を用いて可燃残渣、不燃残渣、アルミに選別する。合計4種選別とする。

可燃残渣は、エネルギー回収型廃棄物処理施設に搬送して焼却処理を行い、不燃残渣は最終処分場に埋立処分を行うものとする。

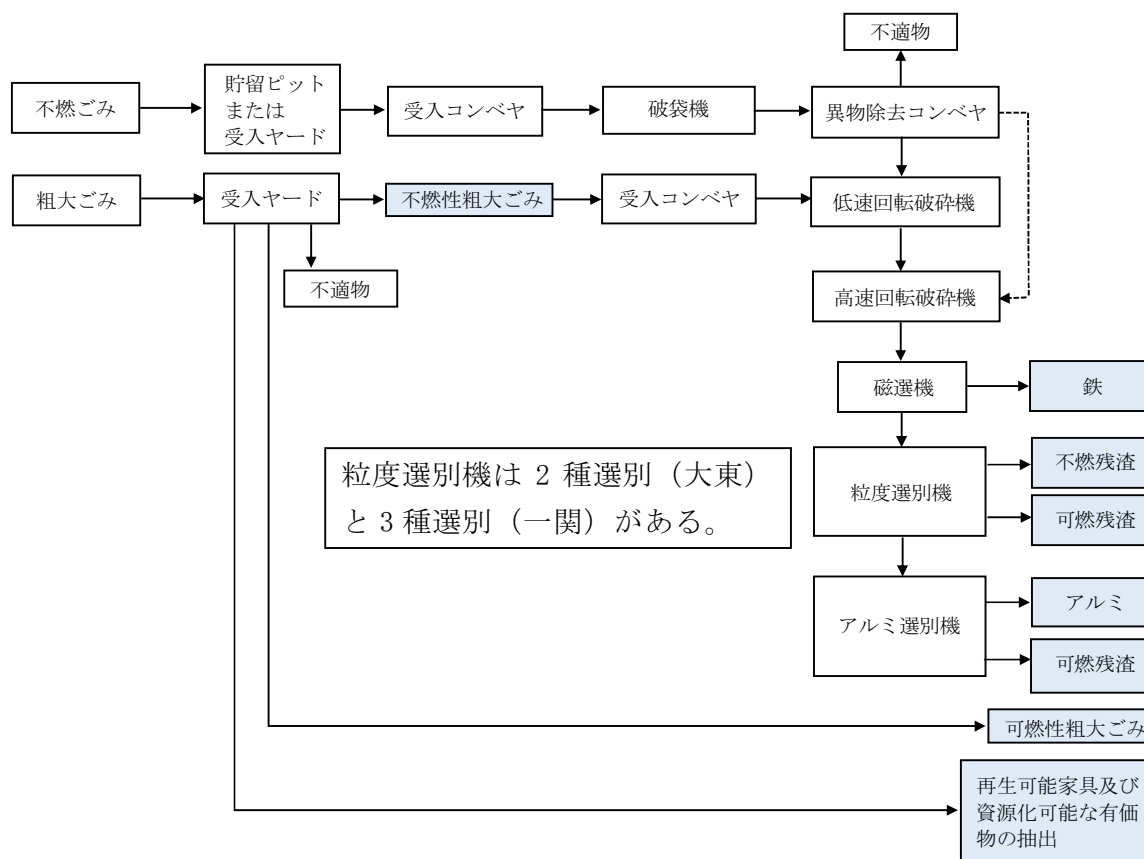


図 6-1 粗大・不燃ごみ処理基本フロー

2 缶類の処理

缶類は、直接受入コンベヤに投入、または一旦受入ヤードに降ろした後、破袋して不適物の除去を行い、ローダ等で受入コンベヤに投入する。破袋機で破袋後に磁選機とアルミ選別機でそれぞれスチール缶とアルミ缶を回収し、それぞれ圧縮成型する。

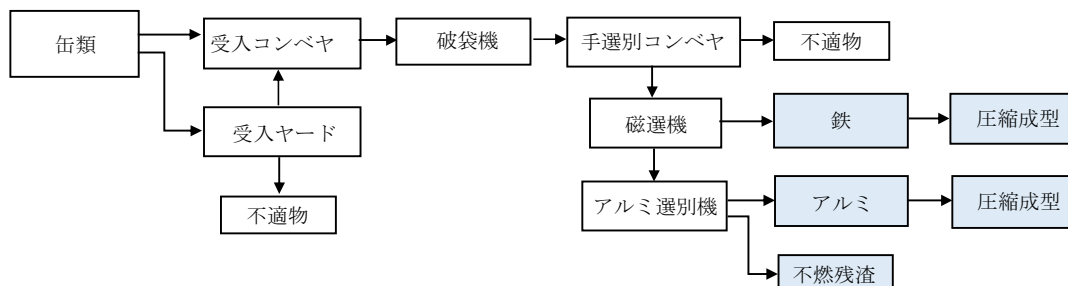


図 6-2 缶類処理基本フロー

3 びん類の処理

びん類は、受入ヤードに降ろした後、破袋して不適物の除去を行い、無色、茶色、その他色のびんをそれぞれ回収する。

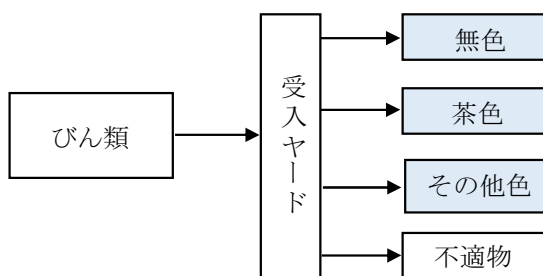


図 6-3 びん類処理基本フロー

4 ペットボトルの処理

ペットボトルは、直接受入コンベヤに投入、または一旦受入ヤードに降ろした後、破袋して不適物の除去を行い、ローダ等で受入コンベヤに投入する。破袋機で破袋後に手選別を行い、不適物を除去した後に圧縮梱包する。

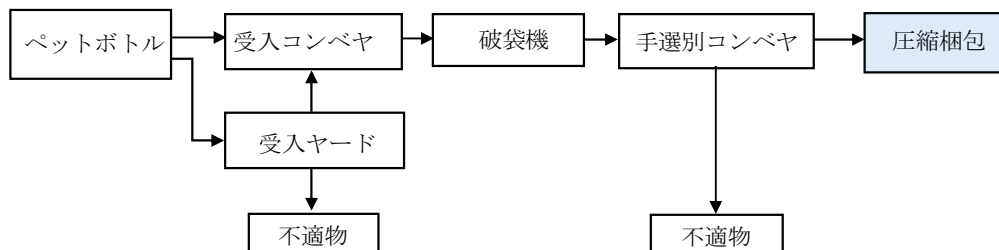


図 6-4 ペットボトル処理基本フロー

5 プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物の処理

プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物は、直接受入コンベヤに投入または一旦受入ヤードに降ろした後、破袋して不適物の除去を行い、ローダ等で受入コンベヤに投入する。破袋機で破袋後に手選別を行い、不適物を除去した後に圧縮梱包する。

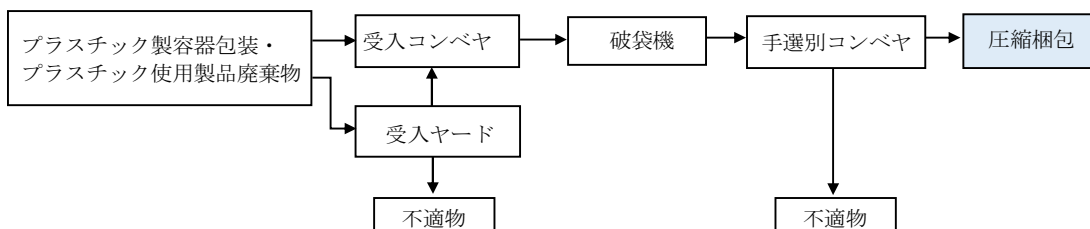


図 6-5 プラスチック製容器包装・プラスチック使用製品廃棄物処理基本フロー

6 食品トレイの処理

食品トレイは、受入ヤードに降ろした後、破袋して不適物の除去を行い、選別して貯留ヤードで保管する。

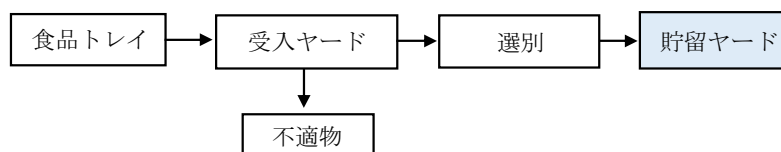


図 6-6 食品トレイ処理基本フロー

7 紙類の処理

紙類は、受入ヤードに降ろした後、不適物の除去を行い、選別して貯留ヤードで保管する。

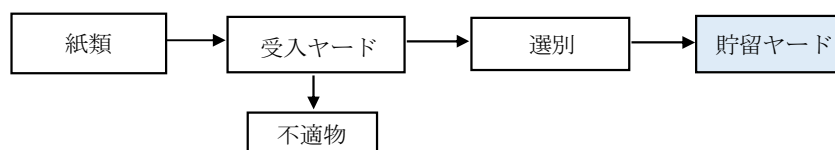


図 6-7 紙類処理基本フロー

8 古着の処理

古着は、受入ヤードに降ろした後、不適物の除去を行い、選別して貯留ヤードで保管する。

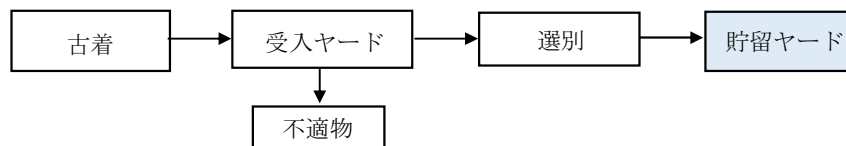


図 6-8 古着処理基本処理フロー

9 危険・有害ごみの処理

有害ごみのうち、蛍光管及び乾電池、リチウム蓄電池は、分別区分ごとに設置した工場棟内の貯留ヤードまたはドラム缶などの保管容器に投入し、業者委託処分する。

スプレー缶、カセットボンベは、内部に残っているガスを抜いた後、缶とともに圧縮成型して資源化するものとする。

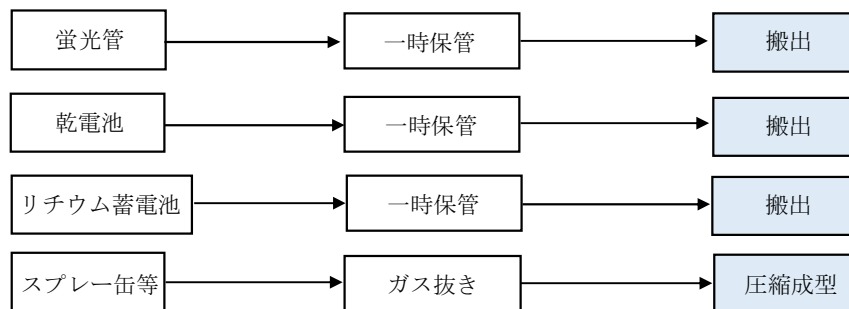


図 6-9 危険・有害ごみ処理基本フロー